

Microsoft® SQL Server® 2014 Standard Edition¹

コア ライセンス: 2²

サーバー ライセンス: 0³

ユーザー クライアント アクセス ライセンス: 0⁴

デバイス クライアント アクセス ライセンス: 0⁵

使用許諾契約書

以下のライセンス条項は、お客様が取得したマイクロソフト ソフトウェアが付随するソフトウェア アプリケーションまたはアプリケーション スイートの許諾者 (以下「許諾者」といいます) とお客様との間の契約を構成します。以下のライセンス条項を注意してお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体 (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本ライセンス条項は、本ソフトウェアに関連する以下のマイクロソフト製品にも適用されるものとします。

- 更新プログラム
- 追加物
- インターネット ベースのサービス

ただし、これらの製品に別途固有のライセンス条項が付属している場合には、当該ライセンス条項が適用されるものとします。本契約は、Microsoft Corporation およびその関連会社 (以下総称して「マイクロソフト」といいます) が許諾者に対し、本ソフトウェアの使用を許諾するものです。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店に返品することにより、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。

本ソフトウェアに電子ファイル形式のライセンス条項が含まれている場合、本ライセンス条項は、その電子ファイル形式のライセンス条項よりも優先して適用されます。本ソフトウェアに含まれているライセンス条項と本ライセンス条項に不一致がある場合は、本ライセンス条項が優先して適用されるものとします。

重要な注意: 以前のバージョンの SQL Server に対する自動更新 本ソフトウェアが SQL Server 2014 より前の SQL Server の、サポート対象のいずれかのエディション (またはそのいずれかのコンポーネント) を実行しているサーバーまたはデバイスにインストールされている場合、本ソフトウェアはそれらのエディション内の特定のファイルまたは機能を自動的に更新し、本ソフトウェアのファイルと置き換えます。この機能を解除することはできません。これらのファイルを削除すると、本ソフトウェアでエラーが発生し、また、元のファイルを復元できないことがありますお客様は、かかるエディションを実行しているサーバーまたはデバイスに本

¹ LICENSOR: For "Academic Edition" licensed software, please specify the name. For example: Microsoft® SQL Server® 2014, Business Intelligence Edition and Academic Edition.

² 許諾者: 本契約の下でエンド ユーザーにライセンスを許諾しているコア ライセンスの合計数を明記してください。

³ 許諾者: 本契約の下でエンド ユーザーにライセンスを許諾しているサーバー ライセンスの合計数を明記してください。

⁴ 許諾者: 本契約の下で使用許諾されるサーバー ソフトウェアのインスタンスに直接または間接的にアクセスする可能性のあるユーザー CAL の合計数を明記してください。

⁵ 許諾者: 本契約の下で使用許諾されるサーバー ソフトウェアのインスタンスに直接または間接的にアクセスする可能性のあるデバイス CAL の合計数を明記してください。

ソフトウェアをインストールすることにより、当該サーバーまたはデバイスで実行されている SQL Server のすべてのエディションおよび複製（そのすべてのコンポーネントを含みます）における、かかる自動更新に同意されたものとします。

お客様が本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には、適切なライセンスを取得した各サーバーについて以下が許諾されます。

1. 総則

1.1 ソフトウェア 本ソフトウェアは次の製品で構成されます。

- サーバー ソフトウェア
- サーバー ソフトウェアで直接、または他のソフトウェアを介して間接的に使用することができる追加ソフトウェア

1.2 ライセンス モデル 本ソフトウェアのライセンスは、以下のいずれかに基づいて許諾されます。

- **コア ライセンス モデル** – サーバーの物理コアまたは仮想コアあるいはその両方の数
- **サーバー + クライアント** – サーバー ソフトウェアを実行するオペレーティング システム環境 (OSE) の数、およびサーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数

1.3 ライセンスに関する用語

- **インスタンス** お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、本ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものと見なされます。また、既存のインスタンスを複製することによっても、ソフトウェアのインスタンスを作成したものと見なされます。本契約において「ソフトウェア」という場合、ソフトウェアの「インスタンス」も含まれます。
- **インスタンスの実行** お客様は、ソフトウェアをメモリにロードし、その 1 つまたは複数の指示を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンスを実行」したものと見なされます。一度あるインスタンスを実行すると、そのインスタンスは、(その指示の実行が継続されているか否かにかかわらず) それがメモリから削除される時点まで実行されているものと見なされません。

- **オペレーティング システム環境 (OSE)** 「オペレーティング システム環境」(OSE) とは次のように定義されます。

- (i) 独立したコンピューターの ID (主要コンピューター名もしくは類似の一意的識別子) または独立した管理権を可能にする、オペレーティング システム インスタンスの全体あるいは一部、または仮想 (もしくはエミュレートされた) オペレーティング システムの全体あるいは一部
- (ii) 上に規定したオペレーティング システム インスタンスまたはその一部の上で作動するよう構成されたアプリケーションがある場合は、そのインスタンス

物理ハードウェア システムでは、これには以下のうちいずれかあるいは双方が含まれることがあります。

- 1 つの物理オペレーティング システム環境
- 1 つまたは複数の仮想オペレーティング システム環境

物理オペレーティング システム環境は、物理ハードウェア システム上で直接作動するよう構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジーまたは類似のテクノロジーなど) を提供するために使用されるオペレーティング システム インスタンスは、物理オペレーティング システム環境の一部です。

仮想オペレーティング システム環境は仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェア システムを実行するために構成されます。

- **サーバー** サーバーとは、本サーバー ソフトウェアを実行することができる物理ハードウェア システムをいいます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個の物理ハードウェア システムと見なされます。
- **物理コア** 物理コアとは、物理プロセッサのコアをいいます。物理プロセッサは、1 つまたは複数の物理コアで構成されます。
- **ハードウェア スレッド** ハードウェア スレッドとは、物理コア、または物理プロセッサ内のハイパースレッドをいいます。
- **仮想コア** 仮想コアとは、仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェア システムの処理能力の単位をいいます。仮想コアは、1 つまたは複数のハードウェア スレッドを仮想的に表したものです。仮想 OSE は 1 つまたは複数の仮想コアを使用します。
- **ライセンスの割り当て** 「ライセンスを割り当てる」とは、下記のように 1 台のサーバー、デバイスまたはユーザーに対してそのライセンスを指定することをいいます。
- **コア係数** コア係数とは、サーバー上のすべての物理コアにライセンスを適用するために必要なライセンスの数を判断することを目的として、特定の物理プロセッサに関連付けられた数値をいいます。

2. コアライセンス モデルの使用権

- 2.1 サーバー ライセンス** お客様は、サーバー上で本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する前に、以下に従って必要なソフトウェア ライセンスの数を算定し、そのライセンスをそのサーバーに割り当てる必要があります。
- 2.2 必要なライセンス数の算定** 以下の 2 つのライセンス オプションを使用できます。
- (a) サーバー上の物理コア** お客様は、サーバー上のすべての物理コアに基づいてライセンスを取得できます。このオプションを選択した場合、必要なライセンスの数は、サーバー上の物理コア数に、go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=229882 に掲示されている該当するコア係数を乗じた数になります。
- (b) 個別の仮想 OSE** お客様は、本サーバー ソフトウェアを実行するサーバー内の仮想 OSE に基づいてライセンスを取得できます。このオプションを選択した場合、本サーバー ソフトウェアを実行する仮想 OSE ごとに、仮想 OSE 内の仮想コア数と同じ数のライセンスが必要ですが、ただし、仮想 OSE ごとのライセンスの最小要件は 4 つです。さらに、これらの仮想コアのいずれかを任意の時点で複数のハードウェア スレッドに対応付ける場合、かかる仮想コアに対応付けられる追加のハードウェア スレッドごとに 1 つのライセンスを取得する必要があります。これらのライセンスは、仮想 OSE ごとのライセンスの最小要件である 4 つに加算されます。
- 2.3 サーバーへの必要なライセンス数の割り当て**
- (a) 初回割り当て** お客様は、サーバーについて必要となるソフトウェア ライセンスの数を確定した後、その数のライセンスをそのサーバーに割り当てなければなりません。ライセンスの割り当て先のサーバーは、かかるライセンスに関して「ライセンスを取得したサーバー」と見なされます。お客様は、1 つのライセンスを 1 台を超えるサーバーに割り当てることはできません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のサーバーと見なされます。
- (b) 再割り当て** ライセンスの再割り当てはできませんが、最後に割り当てた日から 90 日以内に再割り当てを行うことはできません。ただし、恒久的なハードウェアの故障により、ライセンスが割り当てられているライセンス取得済みサーバーの使用を中止する場合には、その期間より早くライセンスを再割り当てすることができます。お客様がライセンスを再割り当てする場合、お客様がライセンスを再割り当てしたサーバーが、そのライセンスに関して新たな「ライセンスを取得したサーバー」と見なされます。
- 2.4 サーバー ソフトウェアのインスタンスの実行** 本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行するお客様の権利は、必要なソフトウェア ライセンスの数の算定に使用したオプションによって異なります。

(a) **サーバー上の物理コア** 第 2 条 2(a) 項の規定に従って必要な数のライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は、ライセンスを取得したサーバー上の物理 OSE で、任意の数の本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行することができます。

(b) **個別の仮想 OSE** 第 2 条 2(b) 項の規定に従って必要な数のライセンスを割り当てた各仮想 OSE につき、お客様は、その仮想 OSE で任意の数のソフトウェアのインスタンスを実行することができます。

2.5 追加のソフトウェアのインスタンスの実行 お客様は、任意の数のデバイス上の物理または仮想 OSE において、以下に示す任意の数の追加ソフトウェアのインスタンスを実行または使用することができます。追加ソフトウェアは、サーバー ソフトウェアで直接使用するか、他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用することができます。

- クライアント ツール接続
- ドキュメント コンポーネント

2.6 お客様のサーバーまたはストレージ メディア上でのインスタンスの作成と格納 お客様は、取得する各ソフトウェア ライセンスにつき、以下の追加の権利を有します。

(a) お客様は、本サーバー ソフトウェアおよび追加のソフトウェアについて、任意の数のインスタンスを作成することができます。

(b) お客様は、本サーバー ソフトウェアおよび追加のソフトウェアのインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージ メディアに格納できます。

(c) お客様は、前述のいずれかのソフトウェア ライセンスに基づいて本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使するためにのみ (たとえば、お客様は第三者にインスタンスを頒布することはできません)、本サーバー ソフトウェアおよび追加ソフトウェアのインスタンスを作成および格納することができます。

2.7 アクセス用のクライアント アクセス ライセンス (CAL) は不要 このコア ライセンス モデルでは、本サーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスするユーザーまたはデバイスには CAL は必要ありません。

3. サーバー + クライアント アクセス ライセンス モデルの使用権

3.1 サーバーへのライセンスの割り当て

(a) **初回割り当て** お客様は、1 つのソフトウェア ライセンスに基づいて本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する前に、そのライセンスを、お客様のサーバーのうちの 1 つに割り当てなければなりません。そのサーバーは、そのライセンスに関して「ライセンスを取得したサーバー」と見なされます。お客様は、同じライセンスを 1 台を超えるサーバーに割り当てることはできませんが、同じサーバーに他のソフトウェア ライセンスを割り当てることができます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のサーバーと見なされます。

(b) **再割り当て** ソフトウェア ライセンスの再割り当てはできますが、最後に割り当てた日から 90 日以内に再割り当てを行うことはできません。ただし、恒久的なハードウェアの故障により、ライセンスを取得したサーバーの使用を中止する場合には、その期間より早くソフトウェア ライセンスを再割り当てすることができます。お客様がライセンスを再割り当てする場合、お客様がライセンスを再割り当てしたサーバーが、そのライセンスに関して新たな「ライセンスを取得したサーバー」と見なされます。

3.2 サーバー ソフトウェアのインスタンスの実行 お客様がサーバーに割り当てる各ソフトウェア ライセンスにつき、お客様は、ライセンスを取得したサーバー上の 1 つの物理または仮想 OSE で、一度に任意の数の本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行することができます。

3.3 追加のソフトウェアのインスタンスの実行 お客様は、任意の数のデバイス上の物理または仮想 OSE において、以下に示す任意の数の追加ソフトウェアのインスタンスを実行または使用することができます。追加ソフトウェアは、サーバー ソフトウェアで直接使用するか、他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用することができます。

- クライアント ツール接続

- ドキュメント コンポーネント

3.4 お客様のサーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納 お客様は、取得する各ソフトウェアライセンスにつき、以下の追加の権利を有します。

- (a) お客様は、本サーバー ソフトウェアおよび追加のソフトウェアについて、任意の数のインスタンスを作成することができます。
- (b) お客様は、本サーバー ソフトウェアおよび追加のソフトウェアのインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納できます。
- (c) お客様は、前述のいずれかのソフトウェアライセンスに基づいて本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使するためにのみ (たとえば、お客様は第三者にインスタンスを頒布することはできません)、本サーバー ソフトウェアおよび追加ソフトウェアのインスタンスを作成および格納することができます。

3.5 クライアントアクセスライセンス (CAL)

- (a) **CAL の初回割り当て** お客様は、SQL Server 2014 CAL を取得して、直接または間接的に本サーバー ソフトウェアのお客様のインスタンスにアクセスする各デバイスまたは各ユーザーに、割り当てる必要があります。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のデバイスと見なされます。
 - 本サーバー ソフトウェアのインスタンスを実行することを認められているサーバーには、CAL は必要ありません。
 - 本サーバー ソフトウェアのお客様のインスタンスを管理するためにのみこれらのインスタンスにアクセスする最大 2 台のデバイスまたは最大 2 人のユーザーには、CAL は必要ありません。
 - お客様は取得する CAL によって本サーバー ソフトウェアのお客様の旧バージョンのインスタンスにアクセスすることができますが、将来のバージョンのインスタンスにアクセスすることはできません。お客様が旧バージョンのインスタンスにアクセスする場合、そのバージョンに対応する CAL を使用することもできます。
- (b) **CAL の種類** CAL には、デバイス用とユーザー用の 2 種類があります。各デバイス CAL は、任意のユーザーが使用する 1 台のデバイスで、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。各ユーザー CAL は、任意のデバイスを使用する 1 人のユーザーに、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。デバイス CAL とユーザー CAL は、組み合わせて使用することができます。
- (c) **CAL の再割り当て** お客様には以下のことが許諾されます。
 - デバイス CAL をあるデバイスから別のデバイスに恒久的に再割り当てするか、ユーザー CAL をあるユーザーから別のユーザーに恒久的に再割り当てするか、または
 - 通常使用するデバイスが使用できない状態にない場合にデバイス CAL を代替デバイスに一時的に再割り当てするか、デバイスを使用する従業員が不在のときに一時的な作業者にユーザー CAL を再割り当てするか。

4. 追加のライセンス条件および追加の使用権

4.1 最大数のインスタンス 本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想 OSE で実行することができる本サーバー ソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。

4.2 マルチプレキシング (多重化) 次の目的で使用するハードウェアまたはソフトウェア (「マルチプレキシング」または「プーリング」と呼ばれることがあります) を使用した場合であっても、必要なライセンス (種類を問いません) の数が減じられることはありません。

- 接続数をプールする。
- 情報の経路を変更する。

- ソフトウェアに直接アクセスする、またはソフトウェアを直接使用するデバイスやユーザーの数を減じる。
- 4.3 サーバー ソフトウェアの分離の禁止** 明示的に許可されている場合を除き、お客様は、1 つのライセンスに基づいてサーバー ソフトウェアを分離して複数の OSE で実行することはできません。この制限は、それらの OSE が同一の物理ハードウェア システム上に存在する場合でも適用されます。
- 4.4 SQL Server Reporting Services マップ レポート アイテム** Power View と SQL Reporting Services マップ アイテムのいずれにも、Bing Maps の使用が含まれます。Power View または SQL Reporting Services マップ アイテム内では、Bing Maps を介して提供されるコンテンツ (Geocode を含む) のみを使用することができます。お客様による Bing Maps の使用には、go.microsoft.com/?linkid=9710837 に掲示される Bing Maps のエンドユーザー使用条件、および go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=248686 に掲示される Bing プライバシーに関する声明が適用されます。
- 4.5 付属の Microsoft プログラム** 本ソフトウェアには、go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=298186 に記載されている他の Microsoft プログラムが含まれています。これらのプログラムは、お客様の便宜のためにのみ提供されるものであり、独自の条件とポリシーに基づいて使用許諾され、サポートされます。これらのプログラムは、本契約で使用許諾されるソフトウェアと併用する場合にのみ使用することができます。これらのプログラムの使用条件に同意されない場合、かかるプログラムを使用することはできません。
- 5. 第三者に関する注意事項** 本ソフトウェアには、第三者ではなくマイクロソフトが本契約に規定する条件に基づいてお客様に使用許諾する第三者コードが含まれる場合があります。第三者コードに関する注意事項が含まれている場合、情報提供のみを目的としています。また、本ソフトウェアにリンクしている、または本ソフトウェアから呼び出されもしくは参照されている第三者のスクリプトは、マイクロソフトではなく、かかるコードを保有する第三者がお客様に使用許諾するものです。ASP.NET Ajax CDN の使用条件 (www.asp.net/ajaxlibrary/CDN.ashx) を参照してください。
- 6. インターネット ベースのサービス** マイクロソフトは、本ソフトウェアについてインターネット ベースのサービスを提供します。マイクロソフトは随時このサービスを変更または中止できるものとします。
- 7. ベンチマーク テスト** お客様は、マイクロソフトの事前の書面による許可がない場合、本ソフトウェアのベンチマーク テストの結果を第三者に対して開示することはできません。ただし、この制限は Microsoft .NET Framework には適用されません (以下を参照)。
- 8. .NET Framework ソフトウェア** 本ソフトウェアには Microsoft .NET Framework ソフトウェアが含まれています。このソフトウェアは Windows の一部です。.NET Framework ソフトウェアの使用には Windows のライセンス条項が適用されます。
- 9. Microsoft .NET Framework のベンチマーク テスト** 本ソフトウェアには、.NET Framework のコンポーネント (以下「.NET コンポーネント」といいます) が含まれています。お客様は、これらのコンポーネントの内部ベンチマーク テストを実施することができます。お客様は、go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406 で規定された条件に従う限り、コンポーネントのベンチマーク テスト結果を開示することができます。お客様がマイクロソフトとの間に他の契約を締結している場合であっても、お客様がかかるベンチマーク テストの結果を開示した場合、マイクロソフトは該当する .NET コンポーネントと競合するお客様の製品について、マイクロソフトが実施したベンチマーク テストの結果を、同じく go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406 に規定された条件に従って開示することができるものとします。
- 10. ライセンスの適用範囲** 本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。適用される法令によってその他の権利がお客様に付与される場合を除き、許諾者およびマイクロソフトは、黙示、禁反言またはその他によるかを問わず、本契約で明示的に許諾されたものを除くすべての権利を留保します。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。以下の行為は禁じられています。
- 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
 - 本ソフトウェアのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。ただし、適用法により明示的に認められている場合はこの限りではありません。

- 本ライセンス条項で規定された以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること。ただし、適用法により認められている場合はこの制限に関係なく複製を作成することができます。
- 第三者が複製できるように本ソフトウェア（本ソフトウェアに含まれるアプリケーション プログラミング インターフェイスを含みます）を公開すること。
- 本ソフトウェアのデータ マッピング サービス機能を使用して作成されたドキュメント、テキスト、または画像を共有またはその他の方法で頒布すること。
- 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること。
- 本ソフトウェアを商用ソフトウェア ホスティング サービスで使用する。

さらに、本ソフトウェアに含まれている、任意のロゴ、商標、著作権、電子透かしなどのマイクロソフトまたはそのサプライヤーの表示（本ソフトウェアを介してお客様が利用可能な任意のコンテンツを含みます）を削除、最小化、ブロック、または変更することもできません。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

- 11. バックアップ用の複製** お客様は、本ソフトウェア媒体のバックアップ用の複製を 1 部作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的にのみ使用することができます。
- 12. ドキュメンテーション** お客様のコンピューターまたは内部ネットワークへの有効なアクセス権を有する者は、お客様の内部使用目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。
- 13. 再販禁止ソフトウェア** お客様は、「NFR」または「再販禁止 (Not for Resale)」の表示のあるソフトウェアを販売することはできません。
- 14. Academic Edition ソフトウェア** 本ソフトウェアに「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様は「適格教育ユーザー」として指定されている方でなければなりません。お客様が適格教育ユーザーであるかどうか不明な場合は、www.microsoft.com/education をご覧になるか、またはお住まいの地域のマイクロソフトの関連会社までお問い合わせください。
- 15. 第三者への譲渡** 本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェアおよび本契約を、許諾者によってあるいは許諾者に代わって統合ソリューションの一部としてのみお客様に提供される統合ソフトウェア ターンキー アプリケーションまたはアプリケーション群（以下「統合ソリューション」といいます）の譲渡の一環として、直接別のエンド ユーザーに譲渡することができます。譲渡に先立ち、エンド ユーザーは、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意しなければなりません。最初のユーザーは、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。
- 16. 輸出規制** 本ソフトウェアは米国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンド ユーザー、およびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守しなければなりません。詳細については、www.microsoft.com/exporting をご参照ください。
- 17. 完全なる合意** 本契約、ならびに追加物、更新プログラム、インターネット ベースのサービスに関するライセンス条項は、本ソフトウェアについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。
- 18. 法的効力** 本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得された許諾者に関する権利を有する場合があります。本契約は、お客様の地域または国の法律が当該法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。
- 19. 非フォールトトレラント** 本ソフトウェアはフォールトトレラントではありません。お客様に許諾される統合ソフトウェア アプリケーションまたはアプリケーション スイートにおける本ソフトウェアの使用方法は許諾者が独自に定めており、マイクロソフトは本ソフトウェアがその使用方法に適しているかどうかを判断するための十分なテストの実施を許諾者に委ねています。
- 20. マイクロソフトの保証の不存在** お客様は、お客様が本ソフトウェアを取得した (A) ソフトウェアまたは (B) ソフトウェア アプリケーションあるいはアプリケーション スイートのどちらかについて保証を受けている場合、それらの保証は、マイクロソフトではなく許諾者からのみ提供されており、またマイクロソフトが

その保証により拘束されないことに同意するものとします。

21. 特定の損害に関するマイクロソフトの免責 適用法により許容される最大限において、マイクロソフトは、お客様が本ソフトウェアを取得したソフトウェアまたはソフトウェア アプリケーションあるいはアプリケーション スイートの使用または性能から生じた、あるいはそれらに関連する間接損害、特別損害、派生的損害、または付随的損害に関し、政府によって課せられる罰金を含め (ただし、これに限定されるものではありません)、一切責任を負いません。上記の免責条項は、たとえいかなる救済手段がその実質的目的を達成しない場合においても適用されます。マイクロソフトは、250 米ドル (US\$250.00) を超える金額について、一切責任を負いません。
22. オーストラリアのみ 本条項において「製品」とは、マイクロソフトが明示的な保証を提供するソフトウェアをいいます。当社の製品には、オーストラリアの消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重要な不具合について交換または返金を受け、その他の合理的に予見可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。さらに、製品が許容品質に達しておらず、かつその不具合が重要な不具合に至っていない場合についても、製品の修理または交換を受ける権利を有します。修理のために提出された製品は、交換されるのではなく、再生された製品と交換される場合があります。再生された部品が製品の修理に使用される場合があります。

Microsoft、SQL Server および Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。